



こどもまんなか社会の実現に向けて

こどもの権利に関する条例 を制定しました！



丹波市 福祉部 こども福祉課

すべてのこどもが生まれながらに持っている権利の内容を明らかにし、こどもの権利を守るための社会の責務や役割を定めることにより、こどもが健やかに自分らしく成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現することを目的として、「丹波市こどもの権利に関する条例」を制定しました。

< 条例の詳細は市HPへ >

丹波市 こどもの権利条例



< こどもの権利に関するご相談 >

丹波市こども家庭センター「おひさま」

☎ : 0795-88-5271

こどもにとって大切な権利

こどもには、こどもが安心して幸せに生きるための大切な権利があります。条例では、以下のとおり4つの権利を明確に定めています！

生きる権利（第4条）



こどもたちには、必要な医療が受けられたり、犯罪や事故などから守られたりなど、安心して健やかに生きる権利があります。

【主な内容】

- ・命が守られ、大切にされること
- ・愛情をもって育まれること
- ・適切な医療及び福祉が受けられること
- ・いじめ、虐待、体罰など暴力を受けないこと
- ・差別をされないこと

育つ権利（第5条）



こどもたちには、一人ひとりの個性が認められ、自分らしくのびのびと遊び、学び、休み、健やかに育つことができる権利があります。

【主な内容】

- ・遊び、学び、休み、のびのびと育つこと
- ・個性が認められ、人格が尊重されること
- ・自分に関することを主体的に決めること
- ・安心して過ごす居場所が確保されること
- ・成長に必要な情報を入手し活用できること
- ・文化、芸術、スポーツ及び自然に触れ、親しむこと

守られる権利（第6条）



こどもたちには、あらゆる危険や暴力などの権利侵害から守られる権利があります。

【主な内容】

- ・あらゆる権利の侵害から逃れられること
- ・成長が阻害される状況から保護されること
- ・不当な扱いを受けないこと
- ・障がい、性別、国籍、家庭状況等を理由に不利益をうけないこと
- ・秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと
- ・困ったことなどをいつでも相談できること

参加する権利（第7条）



こどもたちには、自分に関わりのあることについて、自由に意見を言い、その意見が尊重されることで社会に関わることができる権利があります。

【主な内容】

- ・仲間を作り、自由に集うこと
- ・自己表現、意思の表明ができ、それが尊重されること
- ・社会に参画し、意見等が活かされる機会があること
- ・意見表明や社会参画に、適切な支援が受けられること

おとなが担う主な役割

「こどもの権利」が保障されるには、おとなが担う役割を果たすことが非常に重要です。条例では、それぞれの立場における役割を定めています！

保護者（第8条）

保護者は、こどもの発達や権利を保障する**最も重要な責任者**であることを認識し、こどもの最善の利益を考え、こどもを守り育てなければなりません。

学校・園など（第9条）

こどもの権利を保障し、**安心・安全な環境を整える責任**があります。また、こどもの最善の利益を考え、**発達段階に応じた支援**に努めなければなりません。

共通の役割

- ・それぞれの立場で、こどもたちが自分の意見や思いを表明する機会を確保しなければなりません。
- ・虐待、体罰等を行ってはなりません。
- ・こどもの権利を保障するために必要がある場合は、関係機関に支援を求め、連携しなければなりません。

市民（第10条）

市民は、こどもの権利が保障されるように家庭・施設・地域と連携して、**地域でこどもを見守り、安心して過ごす環境づくり**に努めなければなりません。



市（第11条）

市は、こどもに関わるあらゆる施策においてこどもの権利を尊重・保障し、家庭や地域などで**権利の正しい理解が広がるよう支援や啓発**に努めなければなりません。